

令和5年度 第10回吹田市政策会議概要

日 時：令和6年1月16日（火）午後2時5分～午後2時35分

場 所：吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席者：後藤市長、春藤副市長、辰谷副市長、小西総務部長、今峰行政経営部長、
道澤環境部長、清水都市計画部長、真壁土木部長、柳瀬下水道部長、
山村水道部長

所 管：【都市計画部（資産経営室）】

伊藤理事、藤原室長、上月参事、齊藤主幹

【児童部（保育幼稚園室）】

北澤部長、中村室長、萩原参事、堀主幹

【福祉部（障がい福祉室）】

大山部長、西村室長、脇谷参事

案 件	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正
担当及び関連部局	都市計画部（資産経営室）、児童部（保育幼稚園室） 福祉部（障がい福祉室）
【案件概要】	
<p>教育・保育及び障がい福祉に係る事業について、多様な事業者の参入促進及び継続的かつ安定して事業実施ができる環境構築を目的とし、普通財産を貸付ける際の無償及び減額対象を拡充するため、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」及び関連要領を一部改正するもの。</p>	
【所管部の考え方】	
<p>「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」（以下「当該条例」という。）及び「社会福祉法人等への普通財産の無償貸付け又は減額貸付けに係る取扱要領」（以下「当該要領」という。）で対象と規定している事業のうち教育・保育や障がい福祉サービスに対する需要は高く、ニーズも多様化・高度化している。このような状況に対して、市有地を活用する際に対象者を限定せず、多様な事業者の参入促進をすることで、競争性が高まり、サービスの向上が見込まれる。</p> <p>また、こうした公益事業について、法人形態を問わず、公平な条件で安定的に実施できる環境を構築するため、普通財産の無償及び減額貸付の対象を拡充するもの。</p>	
（質疑概要）	
<p>質問： 同様の取組を実施している市町村が少ない状況で、本市が実施する理由は。</p> <p>回答： 教育・保育については、市有地を活用した保育所の誘致を計画しているため、今後、法人形態に関わらず多くの事業者が参入できるよう、環境を構築すべきと考えている。</p> <p>障がい福祉については、全国的に医療的ケアを要する重度の障がい者（児）（以下「医療的ケア児者」という。）が増えており、本市のように医療機関が充実している自治体において、その割合が多い傾向にある。医療的ケア児者を対象としたグループホームやショートステイのニーズも高まっているが、現在、</p>	

医療的ケア児者を積極的に支援する営利法人も出てきており、今後、サービスの提供体制や支援体制の整備を進めるにあたっては、より広い視野で事業の担い手を確保していくことが必要と考えている。

質問： 当該要領で規定されている無償貸付け及び減額貸付けの対象事業について、既に営利法人等への貸付けは行っているか。

回答： 保育所を運営する株式会社1社に対して、令和4年度（2022年度）から貸付けている。

質問： 既に貸付けを行っている契約について、改正後の規定の貸付料が適用されるのか。

回答： 施行日以降の貸付料について、改正後の規定を適用する。保育事業は公益性が高く、市に実施義務が課されているということ、保育事業収入は法人形態によらず一律であるため、同一の条件で運営していただけるよう、改正後の規定を適用していくものである。

指示： 普通財産の無償及び減額貸付の対象を公共団体等以外の者にも拡充するため、改めて契約内容や適切な指導監査の体制等、運用面もしっかり検討すること。

【結果】

本件は承認された。会議で出た指示を踏まえて取組を進めること。